

商工会は行きます！

聞きます！

提案します！

商工会活用ガイド 2023

1P 補助金申請支援

4P 創業支援

2P 専門家相談

5、6P 税務・労務サポート

3P 低利融資



商工会・福井県商工会連合会

① 補助金・助成金申請

補助金・助成金を活用しよう！



補助金・助成金とは、国や地方公共団体が事業者に対して、**原則返済不要**なお金を支給してくれる制度です。

国・県・市町には、技術開発・新商品開発・販路開拓・雇用など多岐の分野にわたる補助金や助成金制度があり、支給には一定の条件や申請、審査が必要になります。

商工会では、補助金・助成金のご紹介や、申請にかかる書類作成の支援、事業完了後の書類の作成などフォローアップを行っています。

ご利用いただける補助金・制度の一例

小規模事業者持続化補助金

補助対象事業	小規模事業者が経営計画に沿って販路開拓等に取り組むために要する経費の一部を補助
補助率	補助対象経費の 原則 3 分の 2 以内
補助上限	上限 50 万円～200万円

事業再構築補助金

補助対象事業	新分野展開・業態転換、事業・業種転換、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する事業
補助率	補助対象経費の 2 分の 1～3 分の 2 以内
補助上限	上限 100 万円～7,000 万円（※その他条件により、更なる上限枠あり）

※上記以外にも補助金等がありますので、条件など詳細は商工会にご確認下さい。

補助金活用事例

○小規模事業者持続化補助金

眼鏡製造業が新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中、**2つ目の柱**として、眼鏡のチタン加工技術を活用した**アウトドアギアブランド**を新たに立ち上げました。



○事業再構築補助金

居酒屋が新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中、**複数の事業者と連携**を図り、県内初の**総合マリンレジャー施設**として業態転換を行いました。



② 専門家派遣

専門家に相談しよう！



中小企業の皆様が抱えるさまざまな経営課題について、幅広い分野の専門家の相談を行っており、テーマに合った最適な専門家に**無料**で相談できます。

税理士・社労士・中小企業診断士・弁護士・弁理士・行政書士・デザイナーなど専門家の中から、より適した専門家を派遣し、マンツーマンで相談に応じます！

まずは、お気軽にご相談ください。

<相談内容一例>

SNS や IT
の活用をしたい

効率よく
販売促進
をしたい

集客力を
高めたい

税務や相続の
アドバイスが欲しい

商品デザイン
を見直したい

事業承継を円滑
に行いたい

生産工程や
品質を高めたい

特許や商標を
登録したい

働き方改革
を進めたい

取引上の法律
問題に困っている

就業規則を
改善したい

法人化した方が
良いかアドバイスが
欲しい



※上記の経営課題以外にもさまざまな課題への支援が可能です。どんなお悩みでも、まずはご相談ください。

マル経融資を幹旋します！



商工会では、経営を安定・向上させるための事業資金の借入について、国の融資制度である【マル経融資】の相談・幹旋を行っています。

無担保・無保証人・低利の融資で、最大2,000万円までの借入が可能です。

◎小規模事業者経営改善資金融資制度（マル経融資）

※マル経融資は、商工会等の「融資の推薦」を受けた方だけが利用できる融資制度です

融 資 対 象	常時使用する従業員が 商業・サービス業：5人以下（宿泊業・娯楽業は20名以下） 製造業・その他：20人以下 ● 商工会等の経営指導を原則6ヶ月以上受けている方 ● 税金（所得税、法人税、事業税または県民・市町民税）を完納している方 ● 同一地区（原則）で最近1年以上事業を行っている方 ● 商工業者であり、日本政策金融公庫の融資対象業種を営んでいる方
融 資 限 度 額	2,000万円
資 金 使 途	運転資金および設備資金
返 済 期 間	運転資金：7年以内（元金据置1年以内） 設備資金：10年以内（元金据置2年以内）
融 資 利 率	年1.09%（令和5年8月1日現在）※最新の金利は商工会にご確認下さい。

◎さらに！マル経の金利が優遇されます！

※マル経融資を受けた事業者の利子負担を軽減するために、県より支払い利子の一部が補給されます。

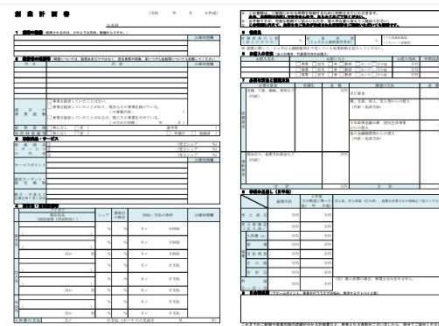
補 給 期 間	貸付から2年間
補 給 額	一定要件を満たす方は、貸付から2年間利子のうち0.5%相当分 $1.09\%（令和5年8月1日現在の金利） - 0.5\% = \text{実質金利 } 0.59\%$ <u>※各市町の支援策により、さらに利子補給される場合があります。</u>

創業に関するお悩みを解決します！



創業への第一歩を踏み出したいけれど、「何から始めていいかわからない」「考えていることが本当に実現できるか不安」とお悩みの方に対して、創業時の「アイデアの整理」「創業計画書の作成」「資金計画作成の支援」「創業補助金の申請支援」「創業後の税務サポート」などを**伴走型で支援します！**

また、「創業塾」開催を通じて、商売人としての知識の基礎からの習得と、同じ創業者とのネットワーク構築も後押ししています。



「創業計画書」策定支援

創業前に「ビジネスプラン検討」「許認可・届出」「収支計画」「資金計画」「経理・確定申告」「従業員雇用」・・・、しっかりと検討・準備したかで創業後の経営は大きく変わってきます。

「創業計画書」を作成し、思い描いた事業をどのように実現していくのかを表すことで、自分自身の頭の中が整理され、客観的に気づきが出来ると共に、金融機関をはじめ、家族、従業員など、関係者（ステークホルダー）に分かりやすく示すことで、協力を得やすくなります。

商工会では、創業計画書の策定を支援しています。金融機関への借入や補助金申請にも必要となりますので、ぜひ商工会にご相談ください。

地域連携創業支援事業補助金（県）

新型コロナウイルス感染症の影響等により、厳しい経営環境にありながらも新たに創業する中小企業者等を支援する事業です。事業計画を作成して本事業に申請し、採択されると事業を開始するために必要な機械器具、備品、販路開拓費等の初期費用の一部補助を受けることができます。

新規開業資金（日本政策金融公庫 国民生活事業）

新たに事業を始めるため、または事業開始後に必要とする設備資金および運転資金の融資について、日本政策金融公庫と連携して、申請書や創業計画書の作成支援を行います。

融資限度額 7,200 万円（うち運転資金 4,800 万円）

返済期間 設備資金 20 年以内＜うち据置期間 2 年以内＞

運転資金 7 年以内＜うち据置期間 2 年以内＞

税務申告や経理もお任せください！



商工会では、記帳、決算など経理や税務に関する相談指導および支援を行っています。
『税金の各種控除を知りたい』『青色申告制度ってなに？』などのお悩みに対し、帳簿の付け方から決算、申告の仕方まで、事業者の経理業務に関する悩みに対して、解決のための様々なサポートを行っています。

1 記帳指導

仕訳など帳簿の付け方を支援します。

「帳簿の付け方がわからない」「仕訳に自信がない」「経費区分がわからない」など、経理事務に不安のある方に対し、記帳・簿記に関する指導を行っています。

2 商工会クラウド・MA 1（インボイス制度・電子帳簿保存法に対応）

インターネットでできる経理システムです。

「商工会クラウド・MA1」は、小規模事業者等の経営力強化を目的に、商工会のために開発された新しい記帳システムです。

商工会クラウド・MA1のメリット

- ①会計や簿記に詳しくなくても簡単に仕訳入力が可能
- ②ミスなく集計し、元帳などをすばやく確認が可能
- ③法令改正に対応し、常に最新バージョンで利用可能

MR1・Moneylink との連携が可能

- ④MR1 アプリとの連携により、PC、スマホ等から記帳が可能
- ⑤Moneylink アプリとの連携により、各金融機関の明細を
取り込みが可能



3 記帳代行指導

商工会が伝票入力や帳簿作成などを代行します。

「経理担当者が辞めてしまって困っている」「忙しくてなかなか経理業務に手が回らないし自分でするのも不安」など、様々な事情によりお困りの場合、商工会が**低料金**で伝票入力や帳簿作成など、事業者の記帳を代行します。

雇用時の労働保険加入をサポート！



労働保険事務代行

労働保険事務組合

商工会では、労働保険事務組合（厚生労働大臣認可）を設置し、事業者にとって煩雑な労働保険（労災保険・雇用保険）の事務手続きを代行しています。

●労働保険手続きの事務負担軽減

煩雑な事務を代行しますので、事務負担を軽減でき、他の業務に専念できます。

●事業主が労災に加入可能

事業主及び法人役員の労災保険への特別加入が認められ、業務に安心して専念できます。
※特別加入に関しては一定の制限があります。

●保険料を分割納付

労働保険料の額にかかわらず年3回に分割納付でき、資金計画が立てやすくなります。

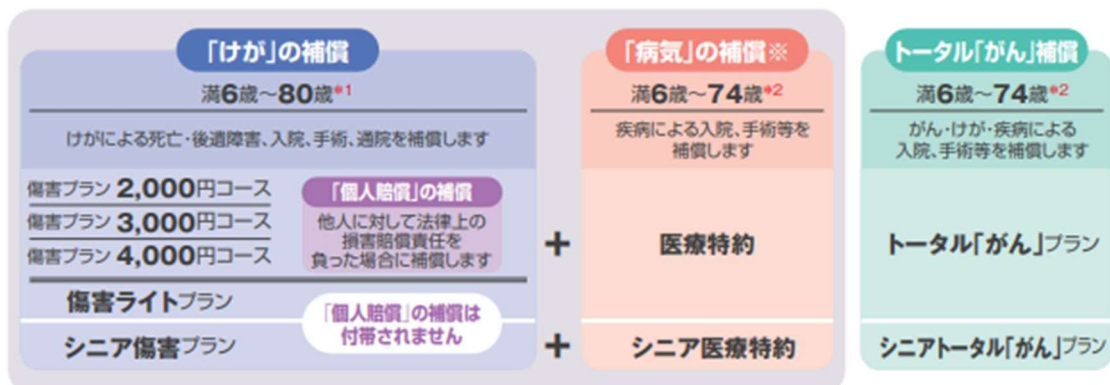
経営者や従業員の万が一をサポート！



商工会の福祉共済制度

大きな安心を手軽な掛金で

商工会が運営する福祉共済制度。傷害プランは、月額 2,000 円からの掛金で、熱中症や個人賠償責任等が自動付帯されており、充実補償となっています。さらに、医療特約（月額 1,000 円）を追加すれば病気で入院も補償します。仕事はもちろん、交通事故や家庭内でのケガ・病気など幅広く対応しており、商工会会員とその従業員（ご家族含む）が対象となります。



※「病気」の補償は「けが」の補償に加入されている方のみがお申込みいただけます

※1.継続加入は満85歳まで

※2.継続加入は満80歳まで



商工会とは

商工会は、地域の事業者が業種に関わりなく会員となって、お互いの事業の発展や地域の発展のために総合的な活動を行う団体です。



国や県の小規模企業施策（経営改善普及事業）の実施機関でもあり、小規模事業者のみなさまを支援するための様々な事業、また中小企業施策を実施しています。

法律（商工会法）に基づいて主に旧町村部に設立された公的団体で全国に約1,600以上の商工会があります。

県内では、平成や昭和の市町村合併前の旧町村エリアに13の商工会があります。

市であってもあわら市・坂井市は全域が商工会エリア、福井市と越前市には商工会エリアと商工会議所エリアが存在します。

また、わかさ東商工会は行政エリアを超えた、若狭町と美浜町をエリアとした商工会です。

（商工会エリア以外が7商工会議所のエリア）

また、各都道府県には商工会連合会があり、広域的なテーマや専門的なテーマについて、みなさんを支援いたします。



県内13商工会

あわら市商工会・坂井市商工会・永平寺町商工会

福井東商工会(足羽・麻生津・美山・藤岡地区)、福井北商工会(森田・河合・川西地区)

福井西商工会(清水・越廼・国見・殿下地区)、越前町商工会、

越前市商工会(今立・味真野・白山地区)、池田町商工会、南越前町商工会

わかさ東商工会(美浜町・若狭町)、おおい町商工会、高浜町商工会

福井県商工会連合会 〒910-0004 福井県福井市宝永4-9-14

TEL 0776-23-3624 / FAX 0776-25-2157

各商工会の連絡先は
こちらから

